

結論：有罪(殺人罪)

量刑：10年(刑15年-減5年)情状酌量or過剰防衛

説1、殺人罪・情状酌量

- ・ 急迫性のない状態での報復行為としての殺人
- ・ 防衛行為ではなかった
- ・ 殺害に至る経緯には情状酌量の余地アリ
(妊娠中の妻の存在、被害者の度を越した侵害行為 など)

説2、過剰防衛

- ・ 急迫性の継続
- ・ 違法性、責任性アリ

論点1〔正当防衛〕

正対不正：ナイフの所持、使用はやりすぎ。

違法性・責任性：認められるべき。

相当性：認められない。

急迫性：証言より判断。(捨てゼリフ。距離2m。)

正当防衛は認められない

論点2〔情状酌量〕

状況：被害者の侵害行為は度を越している。

責任能力：われを忘れて。ついカッとなって。

相当性：認められない。

「やむを得ず」の行為：認められない

余地あり

余地なし

量刑に関しては、検察側の求刑8年は念頭に置かず、殺人罪と銃刀法違反の併合罪の上限22年までの間で、全く主観的な数字を出している。